右の者に対する麻薬取締法違反被告事件(昭和五〇年(あ)第九九九号)について、昭和五〇年七月三一日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、申立人から異議の申立があつたが、右申立は、英語によるもので日本語を用いていないから、裁判所法七四条に違反し不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、 裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件申立を棄却する。

昭和五〇年九月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判所裁判官	江 里	! П	清	雄
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	高	辻	正	己